

岩手県告示第96号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成21年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 平成21年1月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社田村工務所

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市平舘第18地割28番地3

ウ 代表者の氏名 田村吉太郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6965号

(3) 処分の内容 営業の一部の停止命令

ア 停止を命ずる営業の範囲 大工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

イ 期間 平成21年1月30日から同年2月8日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

(2)に掲げる者は、コアトレース厨川新築工事及びD'レスティア南大通（B棟）新築工事において、法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者である田村組と下請契約を締結した。このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められる。

2(1) 処分をした年月日 平成21年1月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社多田工務店

イ 主たる営業所の所在地 遠野市綾織町上綾織2地割7番地

ウ 代表者の氏名 多田秀樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第7606号

(3) 処分の内容 営業の一部の停止命令

ア 停止を命ずる営業の範囲 大工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

イ 期間 平成21年1月30日から同年2月8日までの10日間

(4) 処分の原因となった事実

(2)に掲げる者は、盛岡肴町3番地区再開発ビル（西棟）新築工事及び新幹線耐震補強盛岡工区工事において、法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者である田村組と下請契約を締結した。このことが、法第28条第1項第6号に該当すると認められる。